



平成23年5月13日

各位

会社名 株式会社ヤクルト本社  
代表者名 代表取締役社長 堀 澄也  
(コード番号2267 東証第1部)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成23年6月22日開催予定の第59回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化ならびに業務執行責任の明確化を図ることを目的として、本総会終了後の取締役会において執行役員制度を導入いたします。これに伴い、取締役の員数を30名以内から15名以内に変更するものであります。
- (2) 取締役および監査役が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、その責任を法令で定める範囲内で免除すること、ならびに社外取締役および社外監査役として有能な人材の招聘が容易となるよう、その責任をあらかじめ限定する契約を締結することを、それぞれ可能とするため、定款変更案のとおり第27条（取締役の責任免除）および第35条（監査役の責任免除）を新設するものであります。  
なお、定款変更案第27条の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) 以上の変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	定款変更案
第1条   [条文省略]	第1条   [現行どおり]
第17条  (員数)	第17条  (員数)
第18条 当社の取締役は、 <u>30</u> 名以内とする。	第18条 当社の取締役は、 <u>15</u> 名以内とする。

<p>第 19 条   第 26 条</p> <p>[条文省略]</p> <p>[新 設]</p>	<p>第 19 条   第 26 条</p> <p>[現行どおり]</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第 27 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 27 条   第 33 条</p> <p>[条文省略]</p> <p>[新 設]</p>	<p>第 28 条   第 34 条</p> <p>[現行どおり]</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第 35 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 34 条   第 38 条</p> <p>[条文省略]</p>	<p>第 36 条   第 40 条</p> <p>[現行どおり]</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成23年6月22日(水)
定款変更の効力発生日(予定)	平成23年6月22日(水)

以 上